

## 秩父別町障がい者活躍推進計画

機関名	秩父別町
任命権者	秩父別町長 秩父別町議会議長 秩父別町教育委員会 秩父別町農業委員会
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
秩父別町における障がい者雇用に関する課題	<p>秩父別町における障がい者雇用の現状は、令和 6 年 6 月 1 日時点で、障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条第 1 項の政令で定める率（法定雇用率）2.8%を達成していない状況にある。</p> <p>法定雇用率は令和 8 年 7 月に 0.2%の引き上げが予定される中、令和 7 年 4 月には除外率が引き下げられ、令和 10 年度までに法定雇用率の見直しが検討されることを考慮すると、法定雇用率を達成するために更なる体制整備のほか、近郊の就労支援機関等との連携等継続した取り組みにより、障がいのある職員の安定的な採用と定着を図る必要がある。</p> <p>なお、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局の職員は、すべて秩父別町職員として採用された職員の出向者で構成されており、独自に職員の採用は行っていない。</p>
<b>目標</b>	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b></p> <p>令和 7 年度以降の 6 月 1 日時点で法定雇用率以上 (評価方法)</p> <p>毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p> <p>※秩父別町長以外の任命権者においては、職員数が少ないため任免状況通報の対象外である。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者数を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法)</p> <p>毎年の任免状況報告時期に、人事記録等により定着状況を把握・管理する。</p>
<b>取組内容</b>	
1. 障害のある方の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○業務上指導・支援を行う者の配置や職場の上司・同僚による日常的な配慮を心がけ、障がいのある職員が働きやすい体制を整備する。</p>

	(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害のある方の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○今後採用する障がい者の能力や希望などを踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○採用した障がいのある職員については、必要に応じて面談を実施し、継続的に必要な措置を講じる。 ○上記措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○採用選考の実施に当たっては障がいの特性に応じた配慮を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
	(3) 働き方	○各種休暇制度の適切な利用を促進する。 ○短時間勤務の職員においては、障がいの特性に合わせた勤務時間を設定する等配慮を行う。
	(4) キャリア形成	○本人と面談を行いながら、障がいの特性に配慮したうえで、キャリアアップに繋がる実務を経験させる。
	(5) その他の人事管理	○障がいのある職員からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等を行う。
4. その他		
		○障害者就労施設等における民間需要拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売場所の提供要請がある場合は支援、協力する。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。